

第2章 関市環境基本計画

○関市環境基本計画とは

(1) 計画の目的

関市環境基本条例に基づいて、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

(2) 計画の役割

関市環境基本条例の理念を具現化するために、上位計画である国や県の環境基本計画や関市第5次総合計画などと整合を図り、本市の諸計画や事業に関する環境保全の指針としての役割を果たします。さらに、本市の諸計画や事業に対し、環境保全に関する最上位計画として位置づけられます。

(3) 計画の期間

2023年度（令和5年度）までの20年間とし、社会的動向に対応するため、5年ごとを基本として見直しを行います。

○環境の将来像

「自然と産業と伝統文化の調和した心豊かなまち せき」

～みんなで力をあわせてつくります～

計画の推進により、2023年度（令和5年度）に実現される関市の環境のあるべき姿が「環境の将来像」です。豊かな自然、生活の基盤である産業、関市らしい伝統文化の調和がとれ、人々が心豊かに暮らすことのできる快適な環境を、一人ひとりが協力し合いながら創り出す姿を示しています。

○計画の推進体制

(1) 推進体制の構築と維持

市民・団体・事業者・市の各主体がお互いの情報や意見を交換し、各施策をそれぞれの役割を果たしながら協働して推進していく体制を整備し、それぞれの連携のもとに推進していきます。また広域的な取り組みを必要とする施策の実施にあたっては、国、県や他の地方公共団体、市民団体等と協力して推進に努めます。

(2) 環境基本計画の進行管理

環境審議会の意見助言を受けつつ、関市環境政策推進委員会において行うものとし、環境マネジメントシステムの考えのもとPDCAによる計画の進行管理を行い、進捗状況の確認及び評価の結果は、環境審議会へ報告するとともに広報紙やホームページ及び関市の環境に公表します。また、社会経済状況や市民意識等の変化、新たな環境問題の発生等に適切に対応するため、概ね5年ごとに本計画の見直しを行います。

○基本目標Ⅰ いつまでも安心して暮らせる快適なまち

公害のない安心して暮らせる生活環境、歴史的資源、山地・河川・田園風景を生かした良好な景観、まち並みの美観など、快適な暮らしの基盤を創り出し、維持していきます。

施策の方針	基本的施策
1. 公害のない生活環境の創出	1.1 水質保全対策の推進
	1.2 交通公害対策の推進
	1.3 事業活動による公害対策の推進
	1.4 環境調査の継続・充実
2. 良好な景観の保全及び創出	2.1 歴史的資源の活用
	2.2 森林・里山・田園景観の保全
	2.3 水辺景観の保全及び創出
	2.4 魅力的なまち並みづくり 【重点】
3. 潤いのある生活環境の保全及び創出	3.1 緑あふれるまちづくり
	3.2 清潔なまち並みづくり 【重点】

○基本目標Ⅱ 自然と共生するまち

自然の保全に積極的に働きかけ、本市本来の生き物が息づく、関市らしい自然との共生関係を築いていきます。

施策の方針	基本的施策
1. 生物の多様性の確保	1.1 身近な生き物の保全 【重点】
	1.2 貴重な野生生物の保護 【重点】
	1.3 鳥獣害への対応
2. 自然環境の保全	2.1 河川環境の保全
	2.2 森林の保全
	2.3 農地の保全
	2.4 自然とのふれあいづくり
	2.5 水循環の保全

○基本目標Ⅲ 資源を無駄なく使う持続可能なまち

これまでの資源を浪費する時代から、限りある資源を循環利用するとともに再生可能エネルギーを活用し、ライフスタイルの変革により持続可能な社会を築きます。

施策の方針	基本的施策
1. 廃棄物の発生抑制	1.1 生ごみの排出量の削減及び有効利用
	1.2 ごみ収集制度の見直し
	1.3 ごみを出さない生活習慣の推進
	1.4 ごみを出さない事業活動の推進
2. 廃棄物の適正な処理	2.1 不法投棄・不適正な処理の防止
	2.2 適正処理の推進

施策の方針	基本的施策
3. 廃棄物の再利用	3.1 分別・回収の徹底
	3.2 再生資源の活用 【重点】
4. 省資源・省エネルギー、再生可能エネルギー活用の推進	4.1 省資源・省エネルギー型 ライフスタイルの推進
	4.2 再生可能エネルギーの活用 【重点】
	4.3 地産地消の推進
5. 地球環境の保全の推進	5.1 地球温暖化対策の推進 【重点】
	5.2 化学物質による地球環境汚染対策の推進

○基本目標Ⅳ 一人ひとりが将来の世代に責任を持って行動するまち

環境に関する正確な知識を身に付け、それぞれの立場に応じた公平な役割分担を図りながら、相互に協力、連携し、長期的視野に立って総合的かつ積極的に環境保全のための取り組みを進め、一人ひとりが環境を通じたまちづくりに取り組みます。

施策の方針	基本的施策
1. 環境教育の推進	1.1 学校における環境教育の推進 【重点】
	1.2 社会における環境教育の推進 【重点】
2. 市民・団体・事業者・行政が一体となった環境保全活動の推進	2.1 地域活動の活性化 【重点】
	2.2 市民・団体・事業者・市の協働体制の確立
3. 情報の効果的な発信	3.1 幅広い情報の提供
	3.2 多様な手法による情報の提供
	3.3 市民情報交流の支援

○2019年度（令和元年度）～2023年度（令和5年度）の重点施策と目標指標

2018年度（平成30年度）の第三次見直しにあたって、基本的施策の中から今後5年間に於いて特に重点的に取り組むべき施策を5つ取り上げ、その具体的な目標指標の設定を行いました。

重点施策1	きれいなまちづくりへの取り組み ～景観美化関連～	
計画の位置づけ	基本目標1	いつまでも安心して暮らせる快適なまち
	基本的施策2.4	魅力的なまち並みづくり
	基本的施策3.2	清潔なまち並みづくり

指標項目	第三次見直し時 2017年度 (平成29年度)	中間値 2021年度 (令和3年度)	最終目標値 2023年度 (令和5年度)
ごみゼロ運動自治会参加率	48.7%	70.0%	80.0%
景観・公園の満足度 (せきのまちづくり通信簿)	81.3%	81.8%	82.0%
環境保全の満足度 (せきのまちづくり通信簿)	89.6%	90.8%	91.3%

重点施策2	生物多様性の確保への取り組み ~自然共生関連~	
計画の位置づけ	基本目標 2	自然と共生するまち
	基本的施策 1.1	身近な生き物の保全
	基本的施策 1.2	貴重な野生生物の保護

指標項目	第三次見直し時 2017年度 (平成29年度)	中間値 2021年度 (令和3年度)	最終目標値 2023年度 (令和5年度)
環境保全林の間伐実施面積	50.7ha/年	60.0ha/年	70.0ha/年
生物多様性への理解ある市民の増加 (意識調査)	19.9% (H25)	— ※	50.0%
カワゲラウォッチング参加校数	11校	15校	17校

※令和3年度は調査予定なし

重点施策3	循環型社会に向けた3Rの推進 ~エネルギー関連~	
計画の位置づけ	基本目標 3	資源を無駄なく使う持続可能なまち
	基本的施策 3.2	再生資源の活用
	基本的施策 4.2	再生可能エネルギーの活用

指標項目	第三次見直し時 2017年度 (平成29年度)	中間値 2021年度 (令和3年度)	最終目標値 2023年度 (令和5年度)
バイオマス活用施設数(事業系)	7施設	9施設	11施設
資源ごみのリサイクル率	17.4%	22.4%	24.4%
1人1日当たりのごみの排出量	936g	883g	863g
循環型社会の満足度 (せきのまちづくり通信簿)	84.4%	86.8%	88.0%

重点施策4	温室効果ガス削減への取り組み ~地球温暖化関連~	
計画の位置づけ	基本目標 3	資源を無駄なく使う持続可能なまち
	基本的施策 5.1	地球温暖化対策の推進

指標項目	第三次見直し時 2017年度 (平成29年度)	中間値 2021年度 (令和3年度)	最終目標値 2023年度 (令和5年度)
公共施設における温室効果ガスの排出量	21,003 t-CO ₂	19,255 t-CO ₂	18,380 t-CO ₂
公用車における環境にやさしい車の導入率	67.2%	75.3%	79.3%
公共交通の満足度 (せきのまちづくり通信簿)	61.6%	68.5%	72.1%

重点施策5		次代につなげるための環境教育 ～環境教育関連～	
計画の位置づけ	基本目標 4	一人ひとりが将来の世代に責任を持って行動するまち	
	基本的施策 1.1	学校における環境教育の推進	
	基本的施策 1.2	社会における環境教育の推進	
	基本的施策 2.1	地域活動の活性化	

指標項目	第三次見直し時 2017年度 (平成29年度)	中間値 2021年度 (令和3年度)	最終目標値 2023年度 (令和5年度)
カワゲラウォッチング参加校数(再掲)	11校	15校	17校
環境フェアへの参加団体数	28団体	32団体	34団体
市民向け環境講座の開催回数	4回	5回	6回

○環境配慮指針

環境基本計画に基づいた環境の保全及び創出を実現していくために、市民・団体・事業者・市のそれぞれが日常の行動において持つべき配慮事項を、主体別、地域別の環境配慮指針として示しました。

○主体別環境配慮指針

環境基本計画推進の主体は、市民・団体・事業者・市です。それぞれの主体の役割は、関市環境基本条例の第4条から第6条に以下のように規定されています。

- ・市民：自ら環境の保全及び創出に努めるとともに、市の施策に協力する
- ・団体：地域活動の一環として、環境の保全及び創出に努めるとともに、市の施策に協力する
- ・事業者：事業活動に伴う環境への負荷の低減など、自ら環境の保全及び創出に努めるとともに、市の施策に協力する
- ・市：環境の保全及び創出を図るための総合的かつ計画的な施策を策定し実施する

主体別に、日常の行動において持つべき配慮事項の例は、次のとおりです。

(1) 市民の立場から

- ・いつまでも安心して暮らせる快適なまちをつくるために、公共交通機関や自転車を利用する
- ・自然と共生するまちをつくるために、身近な自然、生き物に常に関心を持つ
- ・資源を無駄なく使う持続可能なまちをつくるために、買い物袋を持参し、過剰包装は辞退する
- ・一人ひとりが将来の世代に責任を持って行動するまちをつくるために、環境に配慮した取り組みに関心を持ち、積極的に導入し発信する

(2) 事業所の立場から

- ・いつまでも安心して暮らせる快適なまちをつくるために、低公害車を導入する
- ・自然と共生するまちをつくるために、自然保全技術に関する勉強会や講演会に参加する
- ・資源を無駄なく使う持続可能なまちをつくるために、廃棄物の処理に際しては、適正な業者を選定する
- ・一人ひとりが将来の世代に責任を持って行動するまちをつくるために、環境に配慮した設備等への費用と効果について情報を収集し、導入に向けて検討する

○地域別環境配慮指針

地域別に市民・団体・事業者・市が配慮すべき例は次のとおりです。

なお、地域の区分にあたっては、河川や森林などによる自然環境のまとまりを基本に、土地利用状況、歴史的資源などの分布から、津保川沿いの3地域、長良川沿いの1地域、板取川沿いの1地域の5地域に区分しました。

(1) 津保川下流右岸地域

- ・市街地の河川に遊歩道などを整備し、水辺を楽しむまちづくりに努める
- ・関の散歩道の拡充、PRを行うとともに、歴史的なイメージと調和した景観づくりに努める
- ・身近な自然である津保川周辺の農地の保全に努める
- ・中池公園の屋外施設・文化会館西側の関川を活用して、自然観察会等の体験型の環境教育・環境学習の推進に努める

(2) 津保川下流左岸地域

- ・森林土壌の雨水浸透・保水能力を高めると同時に土砂の流出・崩壊を防止し、関市らしい里山・田園景観を維持するため、林業の保護・育成に努める
- ・監視や通報などの体制により、市境にある森林の不法投棄防止対策に努める
- ・ふどうの森や津保川を活用して自然観察会等の体験型の環境教育・環境学習の推進に努める
- ・市立関商工高等学校、中部学院大学や中日本航空専門学校と協力して、講演会や学習会を開催し、若者を交えた広い世代への環境教育・環境学習の推進に努める

(3) 長良川(武儀川を含む)地域

- ・工業団地周辺や東海環状自動車道のI.C.付近など自動車交通量が集中するところでは、大気汚染、騒音の対策に努める
- ・長良川、武儀川やその周辺の環境美化に努める
- ・塚原遺跡公園等を活用し、市の歴史について理解を深める
- ・水源となる地下水を保全するために、環境保全型農業の推進などにより化学物質の使用量削減に努める

(4) 津保川上流地域

- ・「関市森林整備計画」にもとづき、森林の適切な手入れができる体制整備に努め、水源の涵養、災害の防止、木材資源の供給とともに、地球温暖化防止に寄与する
- ・森林や河川、日龍峰寺(高澤観音)、八幡神社の社叢、地域に残る巨木・名木、文化財などの、優れた自然・史跡を生かした景観の保全・創出に努める
- ・農薬・化学肥料等の使用量削減、河川改修方法の検討などにより、ゲンジボタルやメダカの生息する良好な河川環境の維持に努める

(5) 板取川地域

- ・「関市森林整備計画」にもとづき、自然度の高い広葉樹の自然林は保全し、水源の涵養並びに多様な生態系の保全に努める。スギ等の植林地は、適切な手入れができる体制整備に努め、木材資源の供給とともに、地球温暖化防止に寄与する
- ・鳥獣害の被害防除対策により、人と鳥獣の適切な関係の構築に努める
- ・広葉樹の自然林や溪谷、高賀神社、神社の巨木・名木、文化財などの、優れた自然・史跡を生かした景観の保全・創出に努める